

いわき市告示第 184 号

本市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 2 項の規定により告示する。

なお、この効力は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 54 条第 4 項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から生ずる。

令和 8 年 10 月 14 日

いわき市長 内田 広之

字 界 変 更 調 書

変更後の字名	変更前の字名	左 に 編 入 さ れ る 区 域
山 田 町 舘 越	山 田 町 林 崎	125-1、125-3及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部
	山 田 町 中 町	1、2の1、2の2、3の1から3の3まで、3の7の一部、3の8の一部、3の10の一部、4の1から4の3まで、4の5の一部、5の1から5の3まで、6の1から6の3まで、6の5の一部、7の1から7の3まで、8、9の1、9の2から9の4までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
	山 田 町 蛭 子 原	1の1から1の3まで、3の1、3の3の一部、5の1、6の1の一部、6の2、9の1、19の1、21の1、21の2、22の1、22の2、23の1、23の2、23の4の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
山 田 町 林 崎	山 田 町 中 町	9の2の一部、9の3の一部、45の1の一部、45の5の一部、45の8の一部及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部
山 田 町 中 町	山 田 町 林 崎	29の一部、31の一部、33の一部、36の一部、37の一部、44の1の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部
	山 田 町 蛭 子 原	35の一部、36の一部
山 田 町 蛭 子 原	山 田 町 中 町	34の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部
	山 田 町 舘 越	44の1の一部、44の2から44の4までの地先の水路である公有地の全部
	山 田 町 川 田	1の1の一部、1の3の一部、2の1の一部

山田町 明地	山田町 舘越	51の1の一部、51の2、51の3の一部、53の1、54、55の1から55の3まで、55の6の一部、56の1から56の3まで、56の4から56の6までの各一部、57の1、57の2、58の1、58の3、59の1、59の3から59の5まで、60の1、60の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
	山田町 蛭子原	3の2の一部、3の3の一部、4の一部及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部
	山田町 下川田	1の1の一部、2の1、3の1、4の2の一部、5の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
山田町 中江向	山田町 下川田	1の1の一部、64の一部及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部
	山田町 明地	34の2の一部、35の1の一部、35の2の一部、36の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部
山田町 井上前	山田町 中江向	1の1の一部、1の2の一部、2の1の一部、3の1、3の4の一部、4から12まで、13の1、13の3の一部、14の2、14の5の一部、17の1、17の4の一部、18、19、20の1、20の2の一部、21の1、22の1、25の1、25の3の一部、26の1の一部、27の1の一部、28の1、28の3の一部、32の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
	山田町 明地	34の2の一部、37の一部、77の一部、78の一部、113から118までの各一部、119の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
山田町 下川田	山田町 中江向	56の1の一部、67、68、76、77、82から84まで、89、90、94の一部までの地先の道路である公有地の全部

山田町 下新切	山田町 上新切	62の3、68の1、69の1、70の1の一部、70の2の一部、71の3の一部、73の1、73の2の一部、75の1の一部、75の3から75の7まで、120の1の一部、120の2、120の3の一部、150から152まで、154の1、154の2及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部
山田町 脇ノ田	山田町 沢越	4、5の一部、6、26及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部

山田地区概要图

字林崎

字金々崎